

混沌とした中から

個人情報について（2）

まずは、個人情報保護法の中身について。あまり法律の原文を読んだことはないと思いますので詳細を書いて見ます。

個人情報保護法は六章、第五十九条までの法律と附則で構成されています。さすが法律原文ですので、独特の表現があったりわかりづらい内容ではあります。

まず第一条から三条までが第一章で、総則となっています。第一条が目的で、情報通信の発達で個人情報の利用、活用が増え問題も発生しているなかで、個人情報をいかに保護しながらも有用なものとして利用していくために、取り扱う自治体や事業者の責務と義務を定めるとなっています。つまり、個人情報は保護しなければならないものだけでも、便利なものだから取り扱うのならこうしなさい、あししなさいということを決めた法律だということです。それで第二条で取り扱う項目について定義しています。定義されているのは、

個人情報：指名、生年月日などによって特定の個人を識別できるもの

個人情報データベース：個人情報を体系的に構成し検索可能としたもの

個人情報取扱事業者：個人情報データベースなどを事業に利用しているもの

個人データ：個人情報データベースを構成する個人情報

保有個人データ：事業者が管理（開示、訂正などが可能）する個人データ

本人：個人情報により識別できる特定の個人

です。

第三条は基本理念で、個人情報は個人の人格尊重したうえで取り扱わなければならないとしています。このように第一章ではこの法律の全体の考え方が述べられています。

第二章からが実際の内容ですが、第二章は国及び地方公共団体の責務等で、その第四条から六条には国や地方公共団体に対してこの法律に基づく施策や条例などを決めるとしています。その内容としてどのような内容を決めなければならないかについては第三章の個人情報の保護に関する施策等に第七条から十四条にわたって、国、地方公共団体に分けて決められています。ここまでは行政側に対する条項で、この個人情報保護法だけでは実際の運用には不十分であるから、地域性や各種条件に合わせた法律や条例などをきちんと作ることを求める内容となっています。それに対して事業者側の内容となるのが第4章以降です。

第四章は個人情報取扱事業者の義務等です。このうち第一節の第十五条から三十六条が個人情報取扱事業者の義務で、そのはじめの十五条で個人情報を取り扱うには利用目的を特定しなければならない、十六条で本人に同意を得ないで別の目的で使ってはならないとされています。さらに十七条十八条できちんと利用目的を本人に通知した上で取得し、うそをついたり不正の手段で取得してはならないとなっています。つまり、展示会で名刺をもらうときも誰がどう使うのかを掲示するか相手に通知しなければならないということです。また、相手から名刺の情報をどう使うかについて聞かれた場合にはきちんと答えなければならないということです。このあたりがこれまでなされていなかったことで、これまでのように集めた情報をいろいろ多方面で利用することは簡単に出来ないということです。入手した情報の取扱について定めてあるのが十九条からで、正確で最新の状態に保つとともに情報を漏洩したり、滅失または棄損の防止など処置を求めています。

（次回へ続く）

(今週の情報誌から)

○日経パソコン 4月11日号

特集 目指せ！キーボードダンディ

→パソコンにマウスはつきもの。初心者にはマウスは重宝ではあるが、キーボードからデータを入力したりしているときにマウスに持ち替えてファイル操作しているようではスマートではないということで、ショートカットキーを使い尽くそうというのが今回の特集。あまり使ったことのない「コントロールキー」や「Windowsキー」は使い込めば便利なのかもしれない。

特集 マイリカバリーDVDを作る

→誰もが可能性は理解していても、自分のみには降りかからないだろうと信じて疑わないパソコンのクラッシュ。しかしそれは突然やってくる。確かにパソコンのリカバリーディスクはついてくるがそれは初期状態（出荷状態）に戻すだけのもの。アプリケーションを入れたり、設定したところでリカバリーディスクを作っておけばその時点に戻ることが出来る。DVDで作れば容量も十分。